

「入管法施行令の一部を改正する政令案・・在留手数料大幅値上げに対する反対声明」

2026 年 7 月 25 日

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会）

1 在留手数料大幅値上げを可能とした入管法「改正」

2026 年 5 月 29 日に在留審査に係る「手数料の大幅引き上げなどを盛り込んだ」管法「改正」案が国会で可決成立した。政府は引き上げの趣旨につき、「今後、在留外国人のさらなる増加が見込まれるところ、外国人の適正かつ円滑な受け入れや秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備等に係る各種施策を強化・拡充するために、受益者負担の観点から外国人に相応の負担を求めることが必要である」と説明。しかしながら、労働力不足の解消、税収入の増大に伴う福祉制度の充実化、多様な意見に支えられた個性を尊重する社会の実現など、在留外国人の増加に伴って受益するのは日本社会全体であり、外国籍者だけにその負担を課すことは妥当ではない。

十分な必要性も相当性も認められない制度を、対象となる外国籍者の意見聴取もせずに突如導入したものである。国会審議では、これほど大幅な負担増を正当化するだけの十分な必要性も相当性も認められないことが、より一層明らかになっていたのである。なぜ日本に長く居住し、日本人と同様に税金や公租公課も負担してきている外国籍者が、自身と直接関係のない施策の費用や、難民条約締約国の責務として日本が行う難民認定にかかる費用を、日本国籍がないというだけの理由で「手数料」という名目でさらに負担しなければならないのか。本法案によって、これまで外国籍者が日本で築いてきた生活を奪ったり、家族の分離を招いたり、迫害のおそれのある国に帰ることを事実上強いることにならないのか。政府からは何ら説得的な説明はなかった。諸外国と比較したと言いながら、その比較は全く恣意的で不正確なものである。東京新聞 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/499273> によれば、フランスを除き在留手数料「爆上げ」案、国際比較をしても高い。

2 入管庁による改定額案

この入管法「改正」に基づき、出入国在留管理庁（入管庁）は 7 月 3 日、実際の改定額にかかる政令案を発表した。「改定額」は、人件費や審査システム開発費などの実費に加え、日本語・生活学習支援など出入国と在留の「公正な管理」（入管庁）にかかる応益的費用から算定したという。資格変更・期間更新はこれまでの 6000 円（2025 年 4 月 1 日に 4000 円から 6000 円に引き上げられたばかり）から、在留期間に応じて 3 カ月以下の人は 1 万円、1 年は 3 万 3000 円、5 年以上は 7 万 5000 円に値上げする。永住許可は、1 万円から 20 万円と値上げ幅が最も大きい。

生きていくために不可欠な在留資格を維持するための費用がこのように急激に引き上げられれば、当事者やその家族の生活に極めて深刻な影響を及ぼし、日本社会に暮らす多くの外国籍者の生活をその根底から脅かすものである。とりわけ子どもや高齢者のいる家族世帯には大きな打撃である。「特定活動」（難民申請者用）で在留するケースが多い難民申請者は、数か月の更新の度に 1 万円以上の手数料

を支出することになる。ただでさえ経済的困窮状況にあることの多い難民申請者にとっては、さらなる追い打ちであり、人道上の問題も孕んでいる。

3 生活困窮者については減額というが

「改正」入管法 67 条第 3 項では、「経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者」については、在留許可手数料を減額し、又は免除することができる」とある。政令案で定める減額免除対象者は以下のとおりである。

免除対象者は・外交又は公用の在留資格への変更を受ける者・公用の在留資格をもって在留する者で、在留期間の更新を受けるもの・これらに準ずるものとして法務省令で定める者という「公用」関係者だけで、他は減額でしかない。

減額対象者として、在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料の減額対象者のガイドライン（案）案では①生活保護法が定める「要保護者」と同程度で生活に困窮している②人道上の配慮が必要——の 2 要件をいずれも満たす場合という。いずれも 2 要件を満たす期間のみである。

難民認定申請者については、保護費を受けた上で「特定活動」の在留資格に変更した人などが減額対象となる。この保護費は生活保護とは異なり、原則 1 回目の難民認定申請をした困窮者に国が支給する支援金であって、2025 年の申請者 1 万 1298 人に対して同年度の受給者は 518 人と 1 割を下回り、大半が保護費の要件を満たしていない。このまま適用されれば 9 割超の申請者が減額対象から外れることになる」。

それに減額されるといっても「3 月超の在留期間を決定されるものについては 1 万円まで、永住許可を受ける者は 2 万円まで」、それぞれ減額されるにすぎない。

4 「受益者負担」という理不尽

改定額の根拠として前掲のことを示しているが、なかでも「応益的費用」の額が多い。国会で答弁したように基本は「受益者負担」という考えである。

在留外国人の増加に伴って受益するのは日本社会全体であり、外国籍者だけにその負担を課すことは妥当ではないが、「受益者負担の観点から外国人に相応の負担を求めることが必要である」という視点が如何に理不尽なものかは、中国帰国者家族のことをみればわかる。

(1) 中国帰国者家族は日本国籍者と中国籍者が混在

中国帰国者一世は日本国籍、その配偶者は中国籍が基本である。二世三世は混在、一世が男性であれば二世は日本国籍、一世が女性であれば二世は中国籍が基本である。この差は 1984 年改正まで国籍法が「父系主義だった」からである。女性差別撤廃条約批准にともない同条約に反し違憲でもあるこの

「父系主義」は両系主義に改められたが、20 歳未満に対する遡及しもなくそれを越えた女性系帰国者は父方の中国籍のままである。二世の配偶者は中国籍が多いのでその関係で三世も中国籍になる。生活

保護受給や日本語能力の問題もあり「帰化」（「簡易帰化」含む）も難しいまま、中国籍者は「日本人の配偶者等」や「定住者」そして一部は「永住資格」という在留資格で暮らしている。2007 年に前中国残留邦人支援法の改正で中国帰国者一世らと異なりそれらの金銭保障はない。彼らの多くは日本語能力の問題等もあって就労条件や就労環境は厳しく、生活保護などに頼らざるを得ない状況もある。「生活保護」を理由に在留更新時に「1 年」という短期にされたケースも頻発している。

このように性差別国籍法をバックにした中国帰国者の国籍の違いをみると「中国籍のみ対象」になる入管関係の問題の理不尽さが際立ってみえる。

(2) 日中間の口上書等

そもそも中国帰国者家族は特別の状況下で来日し生活、定住していることを忘れてはならない。その趣旨で中国帰国者家族について 1993 年に日中間で口上書が交わされている。出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、日本におけるその法律上の正当な権利を保護するなど。

中国帰国者関係で言うと、「生活保護法の取扱いに準じた保護を受けている者」「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者」は減額の対象とされるようだ。

中国帰国者二世（日本人の配偶者等）のうち、生活保護を受給している人は少なくない。ただ減額されても 1 万円まで。ましてや減額されない生活保護を受けていない中国帰国者たちはどうしたらいいのか。

二世等中国帰国者家族は同じ状況下で生まれ、同じ状況下で永住帰国した者たちである。だが、日本国籍者と中国国籍者にわかれる。その根本にあるのは前記したように「父系主義」という性差別国籍法である。退去強制問題などの入管法問題もあるばかりか、今回は「受益者負担」として日本国籍者にはない負担が課される。なぜこうした差が生じるのか???

5 このように性差別国籍法をバックにした中国帰国者の国籍の違いをみると入管関係の問題の理不尽さが際立ってみえる。

中国帰国者関係だけの問題ではない。生活者として、生きていくために不可欠な在留資格。それを維持するための費用がこのように急激に引き上げられ深刻な事態をもたらす。

しかも、外国人を対象とした取り組みは当事者に負担させればよいと主張しているようなもの、そうした政府の姿勢が自治体や市民社会などにも波及して「分断」を生む、「外国人は社会の一員とみなされていないかのようなメッセージを送ることにならないか」（前掲東京新聞 26 年 7 月 4 日記事 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/499273>にある鈴木江理子教授の言葉）と指摘している。この指摘は正鵠を射ている。それが官主導で行われることに強い危機感を覚える。

「国民の安全・安心のための不法滞在ゼロプラン」なるものは更に強化され、資本金が 500 万円から 3000 万円に引き上げられ、常勤職員 1 名の雇用が必須要件となり、さらに経営経験 3 年以上又は学歴、

日本語能力、専門家による事業計画確認が新たに義務化された「経営・管理ビザ」。今回の大幅な「在留手数料値上げ」はこれらの動きとも連動している。

大幅な「在留手数料」値上げをする政令案には、断固反対する。